

報告第16号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和元年10月9日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

1 専第 1 2 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 1 1 0 , 1 6 0 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 大阪府大阪市中心区今橋 2 丁目 3 番 2 1 号
氏 名 大阪府住宅供給公社
理事長 堤 勇二
- 3 示 談 日 令和元年 8 月 3 0 日
- 4 事 案 概 要 平成 3 1 年 4 月 9 日（火）午前 1 0 時 4 0 分頃、交野市藤が尾 2 丁目 2（大阪府住宅供給公社星田団地 2 棟）付近において、燃やすごみ収集中に、相手方が所有するコンテナボックスと塵芥車の回転板が接触し、コンテナボックスを破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 1 1 0 , 1 6 0 円
対物共済保険額 1 1 0 , 1 6 0 円
市持出額 0 円

令和元年 8 月 3 0 日

交野市長 黒 田 実